

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
事業契約書に関する協議

平成 25 年 1 月 31 日

岡崎市水道局

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
1					P.1の「4 契約金額」については、今後の政策や景気の状態により金利及び物価の変動や消費税率改定の可能性が高いことから、その都度変更契約を交わす事務手続きを省けるよう「¥●●」に金利変動及び物価変動の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額」としていただけないでしょうか？	原案のままとします。金利変動や物価スライドにより委託費の金額が変更になった場合、契約変更又はその他の必要な手続きをとることが求められることとなります。	消費税率についても改定の都度、変更契約又はその他の必要な手続きをとるとの理解の下、了解いたしました。	
2	第4条、第72条その他			全般	定義されている「本契約」と「この契約」の用語の違いについて、その意味に違いがあるのであれば、ご説明下さい。	「本契約」に統一します。	了解しました。	
3	5	1		本契約の期間	「本契約は、締結日からその効力を生じ、平成45年1月31日に終了するものとする。」とありますが、効力は終了日で消滅するのでしょうか。この場合、84条5項及び85条6項との関係はどう解釈されるのでしょうか。	契約は平成45年1月31日に終了します。第28条第1項等、契約終了後も効力を有することが想定される規定については、契約終了後も効力を有します。	了解しました。	
4	6	2		本事業の実施	事業期間中に、事業期間の長期の中断（例えば大規模災害等）があった場合、事業期間延長措置など、例外規定は認められないのでしょうか。	新たな予算措置がとられない限り、契約期間の延長はできません。	了解しました。	
5	11	2		責任の負担	「市の責めに帰すべき事由による場合、法令等の変更又は不可抗力による場合を除き、」の箇所は、「市の責めに帰すべき事由による場合又は法令等の変更若しくは不可抗力による場合を除き、」という理解で宜しかったでしょうか。「市の責めに帰すべき事由による場合」も除外されることの確認です。	ご理解の通りです。	了解しました。	
6	11	3		責任の負担	「いかなる本契約上の事業者の責任をも免れず」とありますが、本契約上定められている、事業者から市に対して報告、通知若しくは説明を行うべき義務については、その本旨弁済によりその責任から事業者は当然に放免されるという理解で宜しかったでしょうか。	事業者は、事業契約書、要求水準書の定めに従い、市への報告等を行ってください。	了解しました。	
7	12	2		受託企業の使用等	整備業務のうちの事前調査業務、実施設計業務は事業契約締結後速やかに履行着手していく予定ですが、これらの委託に関しても契約締結予定日の14日前までに市への通知、及び承諾が必要でしょうか。	ご理解の通りです。	了解しました。	
8	14			業務に従事する作業員の健康診断	水道法21条が水道事業者に健康診断を求めているのは、「水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者」です。本条は、「本業務に従事する作業員」を対象として、工事の作業員も含まれる定めとなっておりますが、その適用は、維持管理業務に従事する者に限られるという限定解釈をするということでしょうか。	工事の作業員も含まれます。ただし、既存浄水場及び無人施設に立ち入らない作業員、試運転期間に新浄水場に立ち入らない作業員は除きます。	了解しました。	
9	16	2		公租公課の負担	「市が事業者に対する支払いには消費税分を付加する」という意味と理解します。“事業者に支払う”旨を明確にいただけないでしょうか。	ご提案を受けて、「市は、本契約の定めるところにより事業者を支払うサービス対価に係る消費税及び地方消費税を事業者を支払うものとする。」に変更します。	了解しました。	
10	16	3		公租公課の負担	別紙4において、法人の利益に関する税制及びサービス対価に適用される消費税・地方消費税に関する税制の変更、新設については規定されていますが、それ以外の税制の変更、新設については、法令変更一般の規定に基づき、本事業に直接関わる税制の変更、新設であれば市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	了解しました。	
11	18	1		市が実施する業務との調整等	本条項に記載の便宜を供与することは当然ですが、「本事業の遂行に支障の生じない範囲で」という前提を加えていただけないでしょうか。	原文の通りとします。	了解しました。	
12	18	1		市が実施する業務との調整	事業者の協力はあくまで合理的な範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	了解しました。	

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
13	18	2		市が実施する業務との調整	事業者の費用負担はあくまで合理的な範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	了解しました。	
14	第18条その他			全般	随所に散見される、事業者が行うべき義務を負う「協力」、「便宜」及び「措置」ですが、いずれも、商業的に合理的な範囲で行えばよく、実効性があれば、その選択は事業者にあり、市様が合理的に必要と認める場合に限られ、市様から不合理な指示はなされないという理解で宜しかったでしょうか。	市は不合理な指示はしません。市の協力要請等について事業者側に代替案があるときは協議となります。	了解しました。	
15	19			貸与品	貸与品のうち、著作物については、事業者の利用にあたり、貸与期間（返還するべき日までの間）について、第28条にて定められている利用のための措置が講じられているという理解で宜しかったでしょうか。他人（受託企業とその作業員）への閲覧、展示、複写、頒布等ができないと実際の業務の遂行に支障が来すのでお伺いする次第です。	ご理解のとおりです。	了解しました。	
16	20	3		条件変更等	「入札説明書等により発生が確認できる範囲を超えるものについて合理的な範囲で」の意味を御教示ください。特に、「入札説明書等により発生が確認できる」とはこういった確認プロセスをいうのでしょうか。	前半については、語句の意味内容については自明であり、具体的な適用は状況により判断されます。確認プロセスについて特定の手続きを想定しているわけではありませんが、想定されない状況が生じたときの協議は想定されます。	了解しました。	
17	20	3		条件変更等	「入札説明書等により発生が確認できる範囲を超えるもの」という限定の内容及び意図をお示しください。第1項各号の事実があった場合の追加費用、損害は、合理的な範囲で全て市が負担されるという理解です。	内容については、規定の語句から明かれます。損害及び追加質問の負担については、第3号に規定するとおりです。	「入札説明書等により発生が確認できる範囲を超えるもの」とは、「入札説明書等に既に発生していることが記載されているもの及び発生することが客観的且つ合理的に認められるものを除く」という趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。
18	21	1		市の請求による要求水準書の変更	市が必要と認める場合とは、合理的に変更が必要と認められる場合という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「合理的」とは、施設の運営を行う市として合理的、という趣旨です。	市は、①市として不合理な要求水準変更の要求はされない、②事業者として不合理（費用が高じるなど）と考える市の要求に従った場合には、その費用負担等のコストは、第3項但書の適用がない限り、市が負担するという理解の下で拝承します。	①については、市は自ら不合理と考える要求はしません。また、②については、費用が生じるものは全て民間事業者にとって不合理であるとは限りません。よって、1月22日付の協議再希望事項の「事業者として不合理（費用が高じるなど）と考える」という部分について削除していただき、「単に市の指示に従った場合の費用負担は市であること」についてご理解ください。
19	21	3		市の請求による要求水準書の変更	事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合は、かかる努力を怠ったことを原因として生じた増加費用又は損害のみが例外となることを確認願います。	事業者が増加費用等の抑止義務を怠った場合、市が責任を負わなければ、かかる抑制義務の不履行を直接の原因とするものにとどまらず、抑制義務を怠ったことにより拡大・増大したものも含まれます。	いずれにしても事業者が負担すべきものは事業者の帰責事由や事業者が果たすべき抑制義務を怠ったことに起因する増加費用又は損害に限定され、それ以外については、原則どおり、市様にご負担頂けるという理解のもと了解しました。	
20	第21条3項その他			全般	「事業者が増加費用又は損害が発生したときは、市は必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。」とありますが、随所に散見される、原則として、市様がという事業者の増加費用又は損害を負担する旨定められているところで、例外的に、但書で、事業者に責めに帰すべき場合などには市様の増加費用又は損害の負担義務が免除される旨の規定について、その適用関係を御教示ください。但書は、軽微なものについては適用はなく、また、軽微なものではないとしても、その事業者の責めに帰すべき度合いや損害発生防止義務の懈怠の度合いに応じて市様における事業者の増加費用又は損害の負担額の算出に加味されるという理解で宜しかったでしょうか。	但書は、軽微なものには適用しないということを規定するものではありません。事業者及び市の双方に故意・過失が認められる場合に、その責任割合に応じて費用を負担するというのは、そのとおりです。	同上です。	

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
21	22	3		事業者の請求による要求水準書の変更	本項においても、第21条第3項と同様の増加費用、損害に係る規定が適用されることを確認願います。（請求者が誰であるかが問題ではなく、変更の原因が問題とされるべきと考えます。）	事業者の申し出による要求水準書の変更について、市が増加費用等を負担することは想定していません。	事業者の責めに帰すべき事由による要求水準変更を事業者自身が申し出た場合の増加費用等を事業者が負担することは自明ですが、事業者の責めに帰すことのできない事由による要求水準の変更を、事業実施者たる事業者側が認識し、市に申し出ることも十分に考えられ、この場合の増加費用等は第21条第3項の趣旨に照らし市にご負担いただくべきではないか、という趣旨でご確認をお願いした次第です。 ただ、そのような場合に、事業者から第21条に基づく市様の請求について検討依頼があれば、市様においてご検討のうえ、必要と認められれば、事業発注者の責任として、然るべく市様が第21条に基づく請求を行って頂けるという理解の下で市様のご想定について拝承します。	
22	22	3		事業者の請求による要求水準書の変更	同項の適用も、第21条第3項の適用と同様の趣旨が及ぶものと存じます。第21条第3項但書と同じ規定はございませんが、「ただし、市の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合においては、この限りでない。」という規定があるかの如く協議いただけるという理解で宜しかったでしょうか。かかる理解で差し支えなければ、恐れいりますが、確認のため、加筆していただけますと幸いです。市の責めに帰すべきものについても事業者が発見してその変更を申し入れる場合もあり得ますので、お願いする次第です。	事業者の申し出による要求水準書の変更について、市が増加費用等を負担することは想定していません。	同上です。	
23	24	1		ユーティリティーの調達及び費用	法令の変更によりユーティリティー費用が増額した場合（例えばエネルギー関連法の変更、新設により電気料が増額となった場合等）は、第6章の法令の制定等が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	適用されません。	第1項の目的は、ユーティリティの調達義務について定めるものであるため、その点に関しては、12月27日付にて協議希望として申し上げたユーティリティ費用の負担という、費用負担に係る法令変更についての規定の適用がないという趣旨でご回答頂いたものという理解の下で、ご回答を拝承します。 そのうえで、第3項について確認ですが、第3項の趣旨は、事業者が負担すべきユーティティ費用は、事業者の提案として利用を申し出た「事業者の控え室」において特に使用するユーティリティと、事業者が提案した「排水処理施設の運転管理業務」において事業者の事務所内で特に使用するユーティリティの費用に限定され、これらについては、事業者の提案の問題であるため、事業者が負担すべきことを定める点にあるという理解で宜しいでしょうか。	後段については、ユーティリティの分担については、要求水準書添付資料14のとおりですが、第3項の趣旨についてはご理解のとおりです。
24	25			第三者に対する損害	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを除き、貴市にてご負担いただけないでしょうか。これは貴市の工事請負契約約款や国土交通省の公共工事標準請負契約約款にも記載があり、昨今のPFI事業では設計・施工の包括契約であっても広く一般的にお認めいただいている内容ですので、ご再考いただけないでしょうか。	原文の通りとします。	明らかに工事の施工に伴って生じたものが賠償の対象となり、第三者その他の要因が介在して発生し又は拡大した損害についてまで、本項が直ちに適用されるものではないという前提で了解しました。なお、第三者災害の規模等を勘案し、事業に及ぼす影響が大きいものについては、その対応、負担等についてご協議下さいますようお願いいたします。	前段については、損害賠償の因果関係の問題と考えます。なお書について、市としても、対応策に関する協議の必要性は認識しています。後段については了解致しました。
25	27	3		権利義務の譲渡等	「本事業に関与することが適当でないと合理的に認めた場合」とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。少なくとも、事業者に対し受託企業等との契約解除を求める場合には、事前協議等を踏まえ、事業者の意見も聞いた上で、状況によっては一定の治癒期間を設ける等の措置を講じていただけることを確認願います。	前半については、重大な法令違反を繰り返している企業などが想定されます。後半については、具体的な本項の適用にあたっては、協議の場が設けられることがあるものと想定されます。	了解しました。	
26	28	5	(1)	成果物及び本施設の利用及び著作権	事業者は、受託企業をして、本事業について実績公表致したいと考えています。本書を以て承諾頂きますようお願いいたします。	実績公表の内容により本条に該当するかどうか判断しますので、別途ご相談ください。	了解しました。	
27	29	2		第三者の知的財産権の侵害	但書きの場合、第三者の知的財産権を侵害したことに起因して事業者に直接、間接を問わず生じた損失、損害及び費用は、市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係にある損害を補償します。	了解しました。	

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
28	31	4		臨機の措置	「事業者による一般的な管理行為に属するもの」を具体的に示してください。	例えば、想定しない災害時の従業員の避難管理が想定されます。	ご回答の趣旨は、事業者に属するものに対する管理行為という理解でよろしいでしょうか。	一般的に事業者の管理下にあると解されるものに対する管理行為の趣旨です。
29	33	1		事業者の総括代理人	総括代理人を設置する日の14日前・・・とありますが、設置する日は貴市よりご提示されるのでしょうか。	契約後速やかに設置して下さい。	了解しました。	
30	40	1		設計図書の変更	市が必要と認める場合とは、合理的に変更が必要と認められる場合という理解でよろしいでしょうか。	市は、不合理と認める設計変更要求はいたしません。	了解しました。	
31	40	2		（設計図書の変更）	減額を伴う変更のみ認められる記載となっていますが、性能や維持管理性が向上し、岡崎市殿にもメリットある変更についても、協議は可能でしょうか。	単なる性能や維持管理性の向上を目的とする変更でサービス対価が増額することは、認められません。	了解しました。	
32	42			（市による説明要求）	設計業務について、市からの要求のみ定められていますが、実際には事業者側から、相談が多々出てくと思われます。事業者側からの打ち合わせ要求には、随時お応えいただけますでしょうか。	打合せについては内容によって判断いたします。	了解しました。	
33	43			用地の管理	建設機械器具等必要な設備の損傷等による追加の費用に關して、当該損傷等が不可抗力に起因する場合は、第53条第3項が適用されることを確認願います。	ご理解のとおりですが、市の補償対象は本件事業による償却分に限られます。	1月15日付貴市ご回答の趣旨は、「市の補償対象は本事業による損傷等に限定される」という趣旨であるという理解のもとと了解しました。	工事請負の不可抗力の規定では、例えば、他の工事にも使える機材が不可抗力により全損した場合、市の補償対策は本件の工事による償却分のみに限られ、事業契約も同様の考え方に基づきます。
34	45	2		近隣対策等	実施方針のリスク分担表「社会」「住民対応」欄の市様がリスク負担するべき「本事業に対する、または市の要求に起因する住民の反対運動等」を具体的に規定されたものと存じますが、かかるリスク分担の方針においては、市の責めに帰すべき事由であるかどうかにかかわらず、市様が本事業に対する、または市様の要求水準に起因する住民の反対運動等については市様のリスク分担とされておりました。しかしながら、本項では、「市の責めに帰すべき事由」というリスク分担表に記載のない要件が加重されています。そのご趣旨は、事業者の運営の仕方に問題があるなど事業者の責めに帰すべき場合には事業者が責任を負うべきというお考えにあるものと拝察します。そうであれば、「市の責めに帰すべき事由」とは「事業者の責めに帰すべからざる事由」と同義であると理解して宜しかったでしょうか。事業者の責めに帰すべきでない、住民の濫訴への対応などは須く「市の責めに帰すべき事由」に含まれることを確認させていただきたくお伺いする次第です。	住民の濫訴が市の責めに帰すべき事由に該当することはありません。	住民の濫訴等の有無、また、訴訟先については、市及び事業者ともにコントロール不能ですが、少なくとも市と事業者間においては、「本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等」に係るリスクは市が負担するという共通認識のもと、相互に（なお必要に応じて協議しつつ）対応するものと理解いたします。	事業契約第45条2項がこの点に関する市と事業者の合意内容です。なお、必要に応じて協議をいたします。
35	47	1		工期の変更	市が必要と認める場合とは、合理的に変更が必要と認められる場合という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	了解しました。	
36	50	1		本工事の実施	本工事に関する責任負担に關して、本契約に別途定める場合は当該定めによることを確認願います。	市及び事業者が合意のうえ別途定めたときは、当該定めによることになります。	了解しました。	
37	58			本施設の引渡し	引渡し日に「完成図書」の提出が求められておりますが、竣工図書一式については、甲による完成確認後、一定期間を経た後でなければ完成することは現実的でないため、当該書類の提出についてのみ、甲乙別途協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	原文の通りとします。	了解しました。	

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
38	60			瑕疵担保責任	H240528事業契約書（案）に関する質問への回答に「浄水場は重要な施設であるため、機械・設備を除いて民法上の上限の10年間としました。」とありますが、住宅の品質確保の促進等に関する法律でさえ、構造耐力上主要な部分等のみ10年間としておりますので、少なくとも同様の規定としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。本施設は市民に飲料水を供給するための重要な施設であるための措置であり、ご理解ください。	本条の適用対象となる「本施設の瑕疵」は、引渡し時に存在したものに限られるとの理解の下、了解いたしました。	
39	60	1		瑕疵担保責任	本条の適用対象となる「本施設の瑕疵」は、引渡し時に存在したものに限られ、その後に生じたものは含まれないという理解で宜しかったでしょうか（その後に生じた瑕疵は維持管理業務の修繕・更新の対象）。	ご理解のとおりです。なお、言うまでもありませんが、瑕疵が引渡し時に存在し、その顕在化が後発したときは、瑕疵担保の対象となります。	了解しました。	
40	65	1		修繕	施設引渡し後（市に所有権が移転された後）の不可抗力による施設損傷は、事業者側の修繕業務に含まれないことを確認願います。	不可抗力に起因する故障に対する修繕業務は、要求水準書33ページの表3-4の役割分担に従います。	要求水準書の該当箇所によれば、事業者の役割分担が「従たる負担」と規定されており、質疑回答No. 6544において「従たる負担」は「軽微なソフトの見直し等」とされておりますので、不可抗力における事業者側の修繕義務は「軽微なソフトの見直し等」に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	軽微なソフトの見直しは例示であり、故障の対象により軽微なソフトの見直しに限定はされません。なお、「従たる負担」の趣旨については、基本的に下記No. 60の協議再希望事項記載のご理解のとおりと考えます。
41	67	3		脱水ケーキの有効利用	取水時、または浄水処理の過程の事故等で、通常は予見できない物質が混入する場合も考えられます。その場合、事業者がすべてを負担して買い取ることはできないと考えます。このケースは5項に該当すると考えてよいでしょうか。	具体的な状況によります。	了解しました。	
42	79	1	(9)	市の解除権	受託企業が重大な法令等の違反をし、本事業の継続が困難であると合理的に認められた場合に解除し得るという理解でよろしいでしょうか。	事業者の重要な法令違反は、それ自体、事業の継続を危うくするものと考えられます。	本件事業の円滑な遂行の継続が、継続的な行政サービスの提供という至上命題を果たす上で重要と認識しております。事業契約には受託企業の変更についても手続が用意されておりますので、事業契約の解除により本件事業の遂行に支障を及ぼす前に、事業契約の定めるところに従って受託企業の変更手続を取り、事業の継続に及ぶ危険を速やかに排除したいと存じます。なお、かかる法令違反が本事業に関係するか関係しないかを問わず、いずれにしても市が事業を継続できないと合理的に認めた場合に契約解除が適用されるという理解のもと、ご回答を拝承します。	
43	79	2		市の解除権	本条項により、契約が解除された場合に貴市が事業者に対して負うべき義務は、どの条項に定められているでしょうか？	第89条第3項、第91条を参照願います。	了解しました。	
44	84	1		事業期間満了以外の事由による本契約終了時の事務	79条2項又は80条による解除の場合は、いずれも市側の事情による契約解除ですから、検査に要する費用は市で負担願えませんか。	原文の通りとします。	了解しました。	
45	84	5		事業期間満了以外の事由による本契約終了時の事務	事業契約が解除され、事業者のコントロールが及ばないにもかかわらず、1年間にわたり性能保証することは常識的に困難と思われます。まして、かかる性能の欠陥を理由に契約解除された場合など、解除後にかかる性能を保証する又は保証できる根拠があり得るのでしょうか。	本施設は市民に飲料水を供給するための重要な施設であるための措置であり、ご理解ください。	市が、第6項に規定する運転マニュアルのとおり運転を行うことが前提であり、かかる前提のもと性能を下回った場合に限り事業者が自らの費用負担で修繕を行うという理解のもと了解しました。	
46	84	6		事業期間満了以外の事由による本契約終了時の事務	79条2項による解除の場合は本事業は継続されないので本項「また、」以降の事業者の義務は免除願えませんか。	原文のとおりとします。本施設は市民に飲料水を供給するための重要な施設であるための措置であり、ご理解ください。	ご回答の趣旨によれば、そもそも第79条第2項が適用される場面はあり得ないという理解でよろしいでしょうか。	例えば、政策として民間委託そのものをやめて、市が事業者を引き継いで本施設の運営を継続する場合には、第79条第2項が適用されます。
47	84	7		事業期間満了以外の事由による本契約終了時の事務	79条2項による解除の場合は本事業は継続されないので本項における事業者の義務は免除願えませんか。	原文のとおりとします。本施設は市民に飲料水を供給するための重要な施設であるための措置であり、ご理解ください。	ご回答の趣旨によれば、そもそも第79条第2項が適用される場面はあり得ないという理解でよろしいでしょうか。	例えば、政策として民間委託そのものをやめて、市が事業者を引き継いで本施設の運営を継続する場合には、第79条第2項が適用されます。
48	84	8		事業期間満了以外の事由による本契約終了時の事務	79条2項又は80条による解除の場合は、いずれも市側の事情による契約解除ですから、本項に規定する費用は市で負担願えませんか。	原文の通りとします。	了解しました。	

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
49	85	2		事業期間の終了時における事業者の責務	事業期間が終了したにも関わらず、その後1年の間に更新及び経年劣化による修繕を要さないことをお約束することは困難と思われます。特に、事業終了時点での経年劣化は明らかであり、これを原因とする修繕は十分にあり得ると考えるのがむしろ一般的ではないでしょうか。また、性能保証に関しても、明らかに事業者のコントロールが及ばないにも関わらず、これを保証することは常識的に困難と思われます。	原文のとおりとします。本施設は市民に飲料水を供給するための重要な施設であるための措置であり、ご理解ください。	了解しました。なお、経年劣化のみを原因とする（要求水準は維持されている。）修繕は事業者の責任範囲外であることを念のため確認させていただきます。	ご理解のとおりです。
50	85	3		事業期間の終了時における事業者の責務	本事業において土壌汚染が発生していなくても、事業者以外の第三者に起因して土壌汚染が発生する可能性も考えられなくはありません。そうした意味で、本項に規定される証明を完全に行うことは困難と思われますが如何でしょうか。	ご意見として承ります。	本項に基づく証明責任は、事前調査業務において行った土壌汚染調査と同程度の調査を行い、かかる調査において土壌汚染対策法等の法令に基づき対処すべき土壌汚染が発見されなければ、それでいて、本項に基づく「本事業において土壌汚染が発生していないこと」の証明がなされたものとして免責されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	89			市による契約解除の効力	見出しを（市による契約解除の効力）→（市の掃責事由による契約解除の効力）と変更いただきたい。	ご提案を受けて、変更することとします。	了解しました。	
52	89	3		市による契約解除の効力	79条2項に基づき解除される場合も市側の事情による解除ですから、出来高部分の検査に要する費用を市のご負担とした上で、本条第2項が適用されるものと思われますが如何でしょうか。なお、引渡日後の解除の効力においては、第79条第2項による解除を明確に市側の事情と整理された上で、事業者からの損害賠償請求が認められております。（第91条第2項）	第89条第3項の場合において、同条第2項により、市への損害賠償は妨げられません。この点では、第91条第2項と同様です。	了解しました。	
53	90	1	(2)	不可抗力による契約解除の効果	検査に要する費用負担も本条第2項が適用されるのではないのでしょうか。	検査に要する費用も出来高に含まれます。	了解しました。	
54	別紙1	35			「『本浄水場敷地』とは、要求水準書添付資料1位置図に示される【●】をいう。」の中の●は、なにを指しているのでしょうか？	更新用地です。	了解しました。	
55	別紙3	1	1	基本的考え方	モニタリングにおける改善勧告、サービス対価の減額、支払留保、契約解除等の措置の対象となるのは、「事業者の責に帰すべき事由による」要求水準未達であることを確認願います。	ご理解のとおりですが、事業者側で、その掃責事由によるものではないことを明らかにする必要があります。	了解しました。	
56	別紙5	1		不可抗力の定義	「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、相当程度予見可能であっても不可避なものは不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	不可避なものでもあらかじめ改善の対策をとることが可能なものもあるので、一概に不可避なものとは不可抗力というわけではありません。	事前の対策を講じてでも不可避なものは、例え予見可能であっても不可抗力として取り扱われるという理解でよろしいでしょうか。	回避すべき直接又は改善の対策をとっても不可避であるものについては、ご理解のとおりです。
57	別紙5	1		不可抗力の定義	括弧書きの内容は、定められた基準が現に発現している状態にある場合に限定されるものであることを確認願います。例えば、施設建設中はまだ完全に施設の耐性基準を満たしているとは言えず、かかる場合に、基準を超える事象に限定されるのは酷かと思われます。	質問中、例えば以下の例については、ご理解のとおりです。	了解しました。	
58	別紙5	2		不可抗力による損失及び損害の範囲	(4) は設計・工事期間に限定されるものであることを確認願います。	(4) は、設計・工事期間中に限られるものではありません。	維持管理期間に係る事業者の修繕義務はNo. 40のご回答に基づくことを前提に了解しました。	
59	別紙5	3	(2)	維持管理期間中の損害分担	「不可抗力の事由1件ごと」ですと事業者側にとって過大な負担となりますので「年間の負担累計金額が、年間のサービス対価B、C、D総額の1％相当に至るまで」を事業者側の負担とするよう、ご再考願えないでしょうか。	原文の通りとします。	東日本大震災のような複合災害を例にご質問申し上げます。東日本大震災は、地震（余震を含む。）→津波→原発災害→火事場泥棒といった「不可抗力」の定義としては、個々別々の事由が複合的に生じました。こうした東日本大震災は合理的に一連性・関連性が認められる範囲で總めて「不可抗力の事由1件」としてカウントされるという理解で宜しいでしょうか。	不可抗力の件数は事由により異なりますが、ご質問の事由については少なくとも原発災害までについては1件と考えます。

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項（平成24年12月27日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月15日付）	事業者側/協議再希望事項（平成25年1月22日付）	岡崎市水道局側/回答（平成25年1月29日付）
60	別紙5	3	(2)	維持管理期間中の損害分担	引渡しの完了した施設は既に市の所有に帰属しますので、不可抗力による当該施設の復旧は事業者の業務範囲外と思われますが如何でしょうか、例えば、全損に近い損害を受けた場合に、かかる復旧工事を事業者が実施するという理解でよろしいのでしょうか。	要求水準書33ページの表3-4fに示された役割分担を参照願います。	要求水準書の該当箇所によれば、「不可抗力に起因する故障に対する修繕業務」とありますので、全損の場合の施設自体の復旧工事はそもそも対象とされず、不可抗力に起因した故障についても、事業者の役割分担が「従たる負担」と規定されており、質疑回答No.654において「従たる負担」は「軽微なソフトの見直し等」とされていることを勘案すれば、不可抗力に起因する故障についての事業者側の修繕義務は、「故障した施設、設備等にかかる従たる修繕、更新等」に限定されるという理解のもとご回答を拝承します。	
61	別紙5	3	(2)ア	維持管理期間中の損害負担	不可抗力の事由1件毎にとりますが、1事業年度につき累計で当該1事業年度のサービス対価の総額の1%との理解でよろしいでしょうか。	59番の質問及び回答を参照願います。	了解しました。	
62	別紙6			事業者等が付す保険等	提案書IV-16のそのまま貼りつけてよいでしょうか？	貼付後に内容を確認させていただきます。	了解しました。	
63	別紙9及び別紙10			脱水ケーキの有効利用	別紙9、10それぞれが提案した有効利用について記載するようになっています、具体的にどちらに何を記載したらよいでしょうか？	別紙9に有効利用方法、有効利用先等を記入して下さい。記載後に確認させていただきます。	了解しました。	
64	別紙10？ サービス対価の支払方法			3サービス対価の支払額	(2)(3)(4)はそれぞれサービス対価のB、C、Dの支払い予定額の記載要求と思いますが、Aと違いそれぞれ全額を表示すればよいですか。また、税抜き額でよろしいでしょうか？	支払い回数ごとに税抜金額を記載して下さい。	了解しました。	
65	別紙11	2	(1)	物価変動等に基づく改定（その1）	毎年度1回出来高検査の都度、対価の変更を請求できるという理解でよろしいでしょうか。	出来高確認時に協議します。	了解しました。	